

茅野市告示第 2 3 6 号

茅野市就職・移住学生支援事業補助金交付要綱（令和 6 年茅野市告示第 144 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

茅野市長 今井 敦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
（移住学生補助金の返還） 第10条 市長は、移住学生補助金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号に掲げる<u>返還の区分に応じ、当該各号のいずれかに定める要件</u>に該当する場合には、移住学生補助金の<u>全額又は半額</u>の返還を請求するものとする。ただし、就業先の倒産、災害、病気、その他のやむを得ない事情があるものとして茅野市が認めた場合はこの限りでない。 <u>(1) 全額の返還</u> <u>ア 虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合</u> <u>イ （在学中に交通費を申請する場合）</u> <u>交付申請日から 1 年以内に別表第 3 の就業先に関する要件を満たす内定先の企業への就業を行わなかった場合</u>	（移住学生補助金の返還） 第10条 市長は、移住学生補助金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号に掲げる<u>要件に該当する場合には、移住学生補助金の全額</u>の返還を請求するものとする。ただし、就業先の倒産、災害、病気、その他のやむを得ない事情があるものとして茅野市が認めた場合はこの限りでない。 <u>(1) 虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合</u> [削除] [削除]

<u>ウ</u> <u>（在学中に交通費を申請する場合）</u> <u>交付申請日から１年以内に茅野市に</u> <u>転入しなかった場合</u>	[削除]
<u>エ</u> <u>就業日から１年以内に別表第４の</u> <u>就業先に関する要件を満たす企業を</u> <u>辞した場合（退職日から３箇月以内に</u> <u>別表第４の就業に関する区分のいづ</u> <u>れにも該当する職に就いた場合を除</u> <u>く。）</u>	[削除]
<u>オ</u> <u>茅野市外に転出した日が、茅野市へ</u> <u>の転入日、企業等への就業開始日又は</u> <u>移住学生補助金の交付申請日のいづ</u> <u>れか遅い日から３年未満である場合</u>	[削除]
<u>(2) 半額の返還</u> <u>茅野市外に転出した日が、茅野市への</u> <u>転入日、企業等への就業開始日又は移</u> <u>住学生補助金の交付申請日のいずれか</u> <u>遅い日から３年以上５年以内である場</u> <u>合</u>	<u>(2) （在学中に交通費を申請する場合）</u> <u>交付申請日から１年以内に別表第３の</u> <u>就業先に関する要件を満たす内定先の</u> <u>企業への就業を行わなかった場合</u>
[新設]	<u>(3) （在学中に交通費を申請する場合）</u> <u>交付申請日から１年以内に茅野市に転</u> <u>入しなかった場合</u>
[新設]	<u>(4) 就業開始日から１年以内に別表第４</u> <u>の就業先に関する要件を満たす企業を</u> <u>辞した場合（退職日から３箇月以内に別</u> <u>表第４の就業に関する区分のいずれに</u> <u>も該当する職に就いた場合を除く。）</u>
[新設]	<u>(5) 茅野市外に転出した日が、茅野市へ</u> <u>の転入日、企業等への就業開始日又は移</u> <u>住学生補助金の交付申請日のいずれか</u> <u>遅い日から１年以内である場合</u> (継続就業及び継続居住の確認)
第11条 受給者は、<u>就業日</u>から１年を経過した場合は、就業先である企業等に就業証明書の交付を求め、当該就業証明書を市長に提出しなければならない。	第11条 受給者は、<u>就業開始日</u>から１年を経過した場合は、就業先である企業等に就業証明書の交付を求め、当該就業証明書を市長に提出しなければならない。
2 市長は、<u>移住学生補助金の申請日から５</u> <u>年を経過する日までの間、申請日から１年</u>	2 市長は、<u>受給者の茅野市への転入日、企</u> <u>業等への就業開始日又は移住学生補助金</u>

ごとに受給者の住所について、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認するものとする。

別表第 1（第 3 条関係）（就業前の申請の場合）

区分	要件
移住元に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに <u>在学</u> し、当該大学等を卒業する見込みであること。 (2) [略]
移住先に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 及び (2) [略] (3) 卒業後に別表第 3 の要件を満たす企業等に就職し、 <u>茅野市に移住する意思を有していること。</u>
その他の要件	[略]

別表第 2（第 3 条関係）（就業後の申請の場合）

区分	要件
移住元に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに <u>在学</u> し、当該大学等を卒業・修了していること。 (2) [略]
移住先に関する要件	次の各号のいずれにも該当する

の交付申請日のいずれか遅い日から 1 年を経過した時点において、受給者の住所について、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認するものとする。

別表第 1（第 3 条関係）（就業前の申請の場合）

区分	要件
移住元に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに <u>原則として 4 年以上在学</u> し、当該大学等を卒業する見込みであること。 (2) [略]
移住先に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 及び (2) [略] (3) 卒業後に別表第 3 の要件を満たす企業等に就職し、 <u>転入日（住民票を移さずに転出していた者については企業等への就業開始日）から 1 年以上、継続して市内に居住する意思を有していること。</u>
その他の要件	[略]

別表第 2（第 3 条関係）（就業後の申請の場合）

区分	要件
移住元に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに <u>原則として 4 年以上在学</u> し、当該大学等を卒業・修了していること。 (2) [略]
移住先に関する要件	次の各号のいずれにも該当する

関する要件	こと。 (1)及び(2) 〔略〕 (3) 市内に、移住学生補助金の交付申請日から <u>5年以上</u> 継続して居住する意思を有していること。	関する要件	こと。 (1)及び(2) 〔略〕 (3) 市内に、移住学生補助金の交付申請日から <u>1年以上</u> 継続して居住する意思を有していること。
その他の要件	〔略〕	その他の要件	〔略〕
別表第3（第3条関係）（就業前の申請の場合）		別表第3（第3条関係）（就業前の申請の場合）	
区分	要件	区分	要件
就業先に関する要件	〔略〕	就業先に関する要件	〔略〕
就業条件等に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること (1) 〔略〕 (2) <u>茅野市外に転居を伴う異動がない社員として採用予定</u> であること。 〔新設〕	就業条件等に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること (1) 〔略〕 (2) <u>茅野市を中心とした勤務を基本とする採用予定</u> であること。 (3) <u>東京圏（条件不利地域を除く。）への勤務を前提としない採用予定であること。</u>
別表第4（第3条関係）（就業後の申請の場合）		別表第4（第3条関係）（就業後の申請の場合）	
区分	要件	区分	要件
就業先に関する要件	〔略〕	就業先に関する要件	〔略〕
就業条件等に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 〔略〕 (2) <u>茅野市外に転居を伴う異動がない社員として採用</u> であること。 〔新設〕	就業条件等に関する要件	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 〔略〕 (2) <u>茅野市を中心とした勤務を基本とする採用</u> であること。 (3) <u>東京圏（条件不利地域を除く。）への勤務を前提としない採用であること。</u>

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

様式第 1 号中「5 年」を「1 年」に改める。

様式第 3 号中「3 年未満」を「1 年以内」に改め、「(6)茅野市外に転出した期間が、茅野市への転入日、企業等への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日から 3 年以上 5 年以内である場合 交付を受けた移住学生補助金の半額に相当する額」を削る。

様式第 4 号の 1 及び様式第 4 号の 2 中

「

茅野市外への転出が必要な勤務地の変更に ついて (該当する欄に○をつけてください)		A. ない		B. ある (補助金支給対象外)
---	--	-------	--	---------------------

」

を

「

長野県内の事業所での就業について (該当する欄に○をつけてください)		A. 就業している		B. 就業していない (補助金支給対象外)
---------------------------------------	--	-----------	--	--------------------------

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の茅野市就職・移住学生支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 8 年度以降に大学等を卒業又は修了（それぞれ見込みの場合を含む。）した者が、施行日以降に行う交付申請について適用し、施行日前にされた交付申請及び施行日前に大学等を卒業又は修了した者が行う交付申請については、なお従前の例による。